

証券コード 9127
2020年7月13日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目2番16号
玉井商船株式会社
代表取締役社長 佐野展雄

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年7月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）
※ 当社は例年6月中に株主総会を開催しておりましたが、本年は新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、連結決算作業等が遅延してしまったため、上記日時に変更となりました。
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル39階 浜松町東京會館「チェリールーム」

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主の皆様へのお願い】

- ・本年は可能な限り、会場への来場をお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参と着用、アルコール消毒液の使用等につき、ご協力をお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第111期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合には限りません。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tamaiship.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従って、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に上記の当社ウェブサイトに開示いたしました。
 - ◎ お土産の配布は行いません。

《新型コロナウイルス感染拡大防止に関する当社の対応》

1. 会場の座席の間隔を広めに取って設置するため、座席数を減らす見込みです。
2. 体調がすぐれないとお見受けする株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。また、途中でご退場をお願いする場合もございます。
3. 飲料の提供は行いません。
4. 会場受付付近で、アルコール消毒液を配備いたします。
5. 登壇役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1	さ の のぶ お 佐 野 展 雄	(1949年8月27日生)	再任
---	---------------------	---------------	----

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1974年 5月 当社入社
8,200株	1992年 2月 当社 海務部長
	1995年 6月 当社 取締役海務部長
取締役会出席状況(出席率)	2005年 4月 当社 常務取締役海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
9回/9回 (100%)	2008年 2月 当社 常務取締役総務部・経理部管掌、海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
	2010年 6月 当社 専務取締役経理部管掌、総務部・海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
	2013年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
	2015年 6月 当社 内航営業部担当（現任）

取締役候補者とした理由

1995年に当社取締役に就任し、海務・内航営業部門担当、内航タンカー安全管理室長を経て、2013年より社長として当社グループの経営を牽引しております。当社における豊富な業務経験と、海運業の経営全般及び船舶における豊富な知見を有しており、また経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2 木原

ゆたか
豊

(1952年11月1日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

5,700株

取締役会出席状況(出席率)

9回／9回
(100%)

1975年 4月 当社入社
2005年 4月 当社 経理部長
2010年 6月 当社 取締役経理部長
2013年 4月 当社 取締役総務部担当、経理部長
2015年 4月 当社 取締役総務部長兼経理部長
2015年 6月 当社 常務取締役総務部長兼経理部長、内部統制室長 (現任)

(重要な兼職の状況)

T.S. Central Shipping Co.,Ltd. 取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来、当社及び当社子会社における経理・財務全般に携わった後、2015年より常務取締役として総務部長兼経理部長・内部統制室長を務めております。管理部門全般の統括責任者として豊富な業務経験、知見を有しており、また経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3 清崎哲也

(1952年9月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

4,900株

取締役会出席状況(出席率)

9回／9回
(100%)

1973年 10月 当社入社
2005年 4月 当社 海務部長
2012年 6月 当社 取締役海務部長
2013年 4月 当社 取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長 (現任)

(重要な兼職の状況)

大四マリン株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来16年間船舶職員としての乗船履歴を有し、陸上勤務後もその経歴を生かして船舶の海上安全、船員の労務管理・教育等を担う海務部長を務め、2012年より取締役海務部長、その後内航タンカー安全管理室長も兼務し海務全般を統括しております。船舶・船員管理における豊富な業務経験、実績、知見有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4 ^{かわ}川 ^な名 ^{つとむ}勉 (1953年3月20日生) 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1976年9月 当社入社
10,400株	2005年4月 当社 外航2部長
	2012年6月 当社 取締役外航2部長
	2014年4月 当社 取締役外航営業部長 (現任)

取締役会出席状況(出席率)

9回／9回
(100%)

取締役候補者とした理由

入社以来12年間船舶職員としての乗船履歴を有し、陸上勤務後もその経歴を生かして当社の主要事業である外航営業部の部長を務め、2012年より取締役として外航営業部門を統括しております。事業経営における豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

5 ^{おか}岡 ^{もと}本 ^{やす}泰 ^{のり}憲 (1957年4月7日生) 再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1980年4月 日本軽金属株式会社入社
—	2008年6月 同社 執行役員
	2012年6月 同社 常務執行役員
	2012年10月 日本軽金属ホールディングス株式会社 執行役員
	2013年6月 同社 取締役、人事・総務・経理統括室長 (現任)
	日本軽金属株式会社 取締役 (現任)
	2014年6月 同社 専務執行役員
	2018年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 社長全般補佐 (現任)
	当社 社外取締役 (現任)
	2020年6月 日本軽金属株式会社 副社長執行役員 (現任)

取締役会出席状況(出席率)

8回／9回
(88.9%)

在任年数

2年

(重要な兼職の状況)

日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役
日本軽金属株式会社 取締役副社長執行役員
東洋アルミニウム株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由

当社の株主である日本軽金属株式会社の取締役副社長執行役員であり、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

6 ^た田 ^{なか}中 ^{とし}俊 ^{かず}和 (1961年9月21日生)

再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

1986年 4月 日本軽金属株式会社入社
2014年 6月 同社 執行役員 総合企画部長
2018年 6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役、企画統括室長（現任）
2019年 6月 日本軽金属株式会社 取締役常務執行役員（現任）
日本軽金属ホールディングス株式会社 日軽金事業グループ化成品事業担当、人事・総務・経理統括室購買担当（現任）
当社 社外取締役（現任）

取締役会出席状況(出席率)

5回／6回
(83.3%)

※取締役就任後開催の
取締役会に5回出席

在任年数

1年

(重要な兼職の状況)

日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役
日本軽金属株式会社 取締役常務執行役員

社外取締役候補者とした理由

当社の株主である日本軽金属株式会社の取締役常務執行役員であり、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

7 ^{たま}玉 ^い井 ^{ひろし}裕 (1961年9月1日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

600株

2011年 4月 新神戸ドック株式会社 代表取締役社長（現任）
2014年 6月 当社 社外監査役
2017年 6月 当社 社外取締役（現任）

取締役会出席状況(出席率)

9回／9回
(100%)

(重要な兼職の状況)

新神戸ドック株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

当社社外監査役を経て、2017年6月より社外取締役に就任し、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また新神戸ドック株式会社の代表取締役社長であり、長年に渡る経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有し、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がる客観的なご意見が期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

在任年数

3年

- (注) 1. 岡本泰憲氏、田中俊和氏及び玉井 裕氏は、社外取締役候補者であります。
2. 候補者岡本泰憲氏は、日本軽金属株式会社の取締役副社長執行役員を兼務、田中俊和氏は同社取締役常務執行役員を兼務しており、当社と同社との間に、水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者岡本泰憲氏、田中俊和氏及び玉井 裕氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役朝日 格氏及び山口修司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 ^ご後 ^{とう}藤 ^{みつ}光 ^{よし}良 (1959年4月19日生)

新任

社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

1983年4月 日軽化工株式会社（現日本軽金属株式会社）入社
2010年5月 日本軽金属株式会社 化成品事業部、大阪支店長（現任）
2014年6月 同社 化成品事業部、名古屋支店長（2017年7月まで兼務）
2020年7月 同社 退職予定

社外監査役候補者とした理由

当社の株主である日本軽金属株式会社の化成品事業部大阪支店長として、当社業務を深くご理解されております。長年にわたる化成品事業部支店長としての豊富な業務経験、実績、知見を有しており、この知見を活かしたご意見ご指摘をいただき、当社の業務全般を適切に監査いただくことが期待できるため、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものです。

2 やま ぐち しゅう じ
山 口 修 司 (1956年12月27日生)

再任 社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1,400株	1982年 4月 神戸弁護士会登録 1987年 4月 クライド・アンド・カンパニー法律事務所入所 1988年 5月 第一東京弁護士会登録 1990年 9月 岡部・山口法律事務所開設
取締役会出席状況(出席率)	9回／9回 (100%)	2000年 3月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外監査役 2004年 6月 当社 社外監査役 (現任) 2010年 1月 岡部・山口法律事務所 代表 (現任) 2014年 6月 株式会社住友倉庫 社外監査役
監査役会出席状況(出席率)	7回／7回 (100%)	2016年 3月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役 (現任) 2017年 6月 株式会社住友倉庫 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

在任年数	16年	岡部・山口法律事務所 代表 ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役 株式会社住友倉庫 社外取締役
------	-----	--

社外監査役候補者とした理由

弁護士の資格を有しており、法務全般に関する専門的な知見、経験等を活かしていただくことで、当社監査の有効性及び実効性の向上、また監査機能の強化に繋がる客観的なご意見が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者全員は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は社外監査役との間で、当社へ損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、後藤光良氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。また、山口修司氏の再任が承認された場合、既に当社と同氏との間で締結しております責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外監査役が任務を怠ったことにより当社が損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

以上

事 業 報 告 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより大幅に悪化し、現在もその有効的な対策を世界中で模索中であり、その影響の大きさと継続期間は未だに計り知れません。現在のところの各国政府の懸命な対応が、5月、6月頃までに実を結び、感染者数がマイナスに転じ、ワクチンと治療薬の開発・発見等により収束に向かえば、世界経済は、今年の後半には立ち直るものと思われそうですが、さらに遅れることも考えられ予断を許しません。現在の世界経済については、先進国ではGDP前年比成長率が前期まで順調にプラスであった米国経済でも大幅にマイナスに転じ、その他すべての英国を含むEU圏諸国も大幅に悪化しています。更には新興国のBRIS、東南アジア等すべての国でマイナスに転じました。もちろん日本経済も大幅に悪化し、今後の対応・進展次第では、現状の予測よりさらに悪化したり、長期化したりするリスクも残っています。その中で中国に関しては、昨年暮れから感染が始まったこともあり、5～6%のプラスから大幅にマイナスに転じる事と成りましたが、漸く終息に向かい、経済も回復に向かいつつあるようです。

このような世界経済情勢の下、外航ドライバルクの海運市況は、2016年初頭に経験したバルチックインデックス史上始まって以来、最悪の状態から依然として回復途上にありましたが、此の世界経済の停滞に伴う資源輸送の停滞、また例年の中国の旧正月に伴う季節的な停滞も相俟って、今回に関しては感染症によりその後のマーケットのリカバリーも弱く停滞が長期化しており、中国の経済の今後の復旧に伴った鉄鉱石を始めとした資源輸入の早期回復が期待されます。

以上のような状況下、安全と顧客へのサービスを第一に、市況リスク並びに運航リスク、更には環境負荷の軽減に全社で努力を傾注すると共に、太平洋と大西洋を結ぶトランスオーシャン輸送に当社所有の船舶を可能な限り配船し、安全且つ経済的、効率的な輸送と配船に勤め、新規カーゴの獲得に鋭意努力しておりますが、今四半期も継続する海運市況の停滞及び新型コロナウイルス感染症に伴う海運市況の減速、異常気象その他の運航リスク等の影響、燃料油の原油価格下落に伴う適合油の価格急落による収益の減少等により収支は悪化しました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、5,156百万円（対前連結会計年度比△331百万円、6.0%減）、営業損失243百万円（前連結会計年度304百万円の営業利益）となりました。

営業外収益36百万円、営業外費用111百万円を加減し、経常損失は319百万円（前連結会計年度201百万円の経常利益）、特別利益として固定資産売却益96百万円、特別損失として減損損失598百万円などを計上しました結果、税金等調整前当期純損失は825百万円となり、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益を加減して、親会社株主に帰属する当期純損失は707百万円（前連結会計年度888百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

① 外航海運業

支配船舶による北米・南米からの輸入穀物、南米からの水酸化アルミや海外へのスラグ、中東からの石膏の輸送を行い、運航採算の向上に努めるとともに、一部支配船舶の短期貸船により安定収益の確保を図りました。

営業収益は、前連結会計年度に比べ、航海数は増加したものの、運賃市況の低迷や円高基調の為替相場といった減収要因があり、また、貸船料においても貸船期間の減少や貸船単価の下落が大きく、4,210百万円（対前連結会計年度比△320百万円、7.1%減）となりました。営業利益面は、2019年5月に竣工した「TRES FELICES」に係る船費や入渠費用が増加した結果、営業費用全体が増加し、178百万円の営業利益（同△484百万円、73.1%減）となりました。

② 内航海運業

定期用船2隻による水酸化アルミなどの輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めるとともに、所有船1隻に加え他社船1隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。また、船員を他社へ融通し派遣業収入を得ました。

営業収益は、他社船1隻を新たに定期貸船したことにより貸船料が増加したものの、ドライバルクでの航海数減少などにより運賃が減少した結果、808百万円（対前連結会計年度比△9百万円、1.2%減）となりました。営業利益面では、他社船1隻の借船料が増加し、また所有船1隻の修繕に伴う入渠費用等が増加した結果、営業費用全体が増加し、11百万円の営業損失（前連結会計年度30百万円の営業利益）となりました。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、営業収益は、137百万円（対前連結会計年度比△1百万円、0.8%減）、営業利益は57百万円（同5百万円、10.4%増）となりました。

（営業利益は配賦不能営業費用（467百万円）控除前のものです。）

当連結会計年度

（百万円）

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計	消去又は全社	連結
営業収益	4,210	808	137	5,156	—	5,156
営業利益又は 営業損失（△）	178	△11	57	224	(467)	△243

前連結会計年度

（百万円）

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計	消去又は全社	連結
営業収益	4,531	818	138	5,488	—	5,488
営業利益	662	30	52	745	(440)	304

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、1,705百万円であり、主として2019年5月に竣工した新造船「TRES FELICES」の建造代金であります。

② 資金調達

当連結会計年度において、連結子会社が、主として新造船建造資金として1,342百万円を借り入れております。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	4,557	5,011	5,488	5,156
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	△822	△10	888	△707
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△425.80	△5.53	460.06	△366.30
純 資 産 (百万円)	4,615	4,590	5,427	4,579

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首から当該株式併合が行われたと仮定して各期の「1株当たり当期純利益 (△純損失)」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第108期	2017年度 第109期	2018年度 第110期	2019年度 第111期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)	4,425	4,868	5,282	4,927
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△462	49	203	△336
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△239.46	25.79	105.22	△174.21
純 資 産 (百万円)	2,608	2,632	2,786	2,309

(注1) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首から当該株式併合が行われたと仮定して各期の「1株当たり当期純利益 (△純損失)」を算定しております。

(注2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度末において、一部の借入金における財務制限条項に抵触しました。また、当社グループの事業に重要な影響を与える海運市況の低迷により手元流動性が低下し、有利子負債が手元資金及び営業キャッシュ・フローに比して高水準な状態が続いています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、この状況を解消し又は改善すべく、財務制限条項につきましては、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて同意を得ています。また、金融機関から、一部の借入金の元本返済の猶予及び新たな運転資金の借入の承諾を得ています。

手元流動性の低下については、借入金に係る有利子負債縮小を計画しています。この中では、一部の資産を売却し有利子負債の返済を行い、併せて担保提供資産を解除し手元流動性を高めることを計画しています。

しかし、上述の対応によっても今後の事業の状況や金融機関との協議の状況によっては今後の手元流動性に重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下のとおり対応してまいります。

① 営業施策

主要設備である、5隻の外航船舶を中心に、スラグなどの往航貨物の獲得に努力することによって、営業収益の多くの部分を占める、復航貨物である南米から日本向けの水酸化アルミニウム輸送や主に北米から日本向けの穀物輸送の採算向上を図るため、最善と思慮される輸送契約（COA 数量積輸送契約）の長期的、安定的な確保と、タイムリーなスポット貨物の獲得に努力いたします。

② コスト削減策

各船舶ごとの損益管理を徹底し、船舶の維持管理に必要な経費の支出の見直しを行うほか、乗組員の効率的な配乗などによるコスト削減を図ってまいります。また、グループの全社的な経費削減策として、経営責任を明確にするため、更なる役員報酬の削減を行います。その他の経費においては、一般管理費をはじめとして、金額の多寡にかかわらず、不要な経費の削減を行います。

③ 資金繰りの改善

手元流動性が低下していることの対応策として、①及び②の施策を実行するとともに、高水準状態にある有利子負債の縮小を図るため、一部船舶を含めた資産売却を行い、その売却代金で一部の船舶建造のための借入金の残額を繰り上げ返済することで、その後の返済額を縮小し、併せて担保資産を解除することで手元流動性の適正化を図ります。また、金融機関から、大部分の借入金の返済猶予の承諾を得ておりますが、猶予期間後の一部バルーン返済については、返済の原資に充てるため、返却された担保資産（有価証券、不動産）を含め、更なる資産の売却を考慮いたします。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの営んでいる主要な事業は、内外航船舶をもって海上の貨物輸送を行い、運賃収入、貸船料、運航手数料等の収益を得ることを目的とする海運業及び賃貸用不動産を所有し賃貸する不動産賃貸業であります。

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所及び船舶並びに従業員の状況

① 主要な営業所及び船舶

当社

本社 東京都港区芝浦三丁目2番16号

子会社

名 称	所在地	事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア国モンロビア市	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	東京都港区	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	神戸市中央区	不 動 産 賃 貸 業

当社グループが所有する船舶

船 名	船 種	総トン数 (トン)	重量トン数 (キロトン)	主要航路
ZEN-NOH GRAIN PEGASUS	撒 積 運 搬 船	30,619	54,958	北 米 / 日 本
N I K K E I V E R D E	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
N I K K E I S I R I U S	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
N I K K E I P R O G R E S S O	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
T R E S F E L I C E S	撒 積 運 搬 船	31,440	55,810	北 米 / 日 本
第 二 鶴 玉 丸	内 航 油 送 船	3,767	5,600	国 内 沿 海

(注) 上記以外に、当期末現在、他社から長期定期用船している内航貨物船が2隻あります。

② 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
陸 上 従 業 員	13 [1]	— [△1]
海 上 従 業 員	46 [—]	— [—]
合 計	59 [1]	— [△1]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員及び外航海運業における外国人船員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	千円 2,770	% 100.0	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	30,000	100.0	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	70,000	78.9 (3.9)	不 動 産 賃 貸 業

(注) 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で表示しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入残高 (千円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,796,414
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	850,198
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	381,576
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300,721
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	249,866
株 式 会 社 み な と 銀 行	181,371
株 式 会 社 り そ な 銀 行	150,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	14,000

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

剰余金の配当の基本方針としましては、変動の激しい海運市況の下落に備えるため、また、将来の事業展開に備えるため、財務体質強化を図る必要があると考えており、そのため内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施すべきと認識しております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案した結果、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

今後も早期の収益回復、復配に向けまして経営努力を重ねて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,932,000株（自己株式1,561株を含む。）
- (3) 株主数 1,807名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 軽 金 属 株 式 会 社	396,800株	20.55%
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	141,900	7.35
大 佐 古 幸 典	86,100	4.46
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	47,000	2.43
乾 汽 船 株 式 会 社	40,600	2.10
兼 子 孝 純	32,400	1.67
株 式 会 社 辰 巳 商 会	30,000	1.55
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	27,500	1.42
山 田 和 子	23,800	1.23
龍 水 崇 夫	20,000	1.03

（注）持株比率は、自己株式（1,561株）を控除して算出し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野展雄	全般 内航営業部担当	
常務取締役	木原豊	総務部長兼経理部長 内部統制室長	T.S. Central Shipping Co., Ltd.取締役社長
取締役	清崎哲也	海務部長 内航タンカー安全管理室長	大四マリン株式会社代表取締役社長
取締役	川名勉	外航営業部長	
取締役	岡本泰憲		日本軽金属ホールディングス株式会社取締役 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員 東洋アルミニウム株式会社取締役
取締役	田中俊和		日本軽金属ホールディングス株式会社取締役 日本軽金属株式会社取締役常務執行役員
取締役	玉井裕		新神戸ドック株式会社代表取締役社長
常勤監査役	朝日格		
監査役	山口修司		弁護士 岡部・山口法律事務所代表 ザインエレクトロニクス株式会社社外取締役 株式会社住友倉庫社外取締役
監査役	宮尾克己		公認会計士 宮尾公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち岡本泰憲氏、田中俊和氏及び玉井 裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮尾克己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役玉井 裕氏及び監査役宮尾克己氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 2019年6月25日開催の定時株主総会において、田中俊和氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 安田耕太郎氏は、2019年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任いたしました。
7. 重要な兼職の状況は、2020年3月31日現在の役職を記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し賠償責任を負う場合において、その職務を行うことにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、取締役及び監査役のいずれも金400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	8人	82,200千円	
監 査 役	3人	21,600千円	
計	11人	103,800千円	

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日をもって退任した1名を含んでおります。
 2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、3,600千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
社外取締役	岡 本 泰 憲	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日 本 軽 金 属 株 式 会 社	取締役専務執行役員
		東 洋 アル ミ ニ ウ ム 株 式 会 社	取締役
	田 中 俊 和	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日 本 軽 金 属 株 式 会 社	取締役常務執行役員
	玉 井 裕	新 神 戸 ド ッ ク 株 式 会 社	代表取締役社長
社外監査役	山 口 修 司	岡 部 ・ 山 口 法 律 事 務 所	代表
		ザインエレクトロニクス株式会社	社外取締役
		株 式 会 社 住 友 倉 庫	社外取締役
	宮 尾 克 己	宮 尾 公 認 会 計 士 事 務 所	所長

- (注) 1. 日本軽金属株式会社は、当社との間に水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。
 2. その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
 3. 兼職の内容は、2020年3月31日現在の役職を記載しております。

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本 泰憲	当事業年度に開催された取締役会9回のうち8回に出席し（出席率88.9%）主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
	田中 俊和	就任後に開催された取締役会6回のうち5回に出席し（出席率83.3%）、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
	玉井 裕	当事業年度に開催された取締役会9回全てに出席し（出席率100%）、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
社外監査役	朝日 格	当事業年度に開催された取締役会9回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、常勤監査役の立場で、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、経営会議、内部統制委員会及び水曜会（幹部会議）に助言者の立場でほぼ全てに出席するほか、会計監査にも立ち会っております。
	山口 修司	当事業年度に開催された取締役会9回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について必要に応じ、発言を適宜行っております。
	宮尾 克己	当事業年度に開催された取締役会9回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。

社外役員の報酬等の総額等

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	7人	27,000千円

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日をもって退任した1名を含んでおります。
 2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、3,600千円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人であることにつき支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその内容を判断したうえで、株主総会に提出する議案を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様を始め、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理規程、行動規範及びその運用体制を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、また、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制マニュアルを作成するなど内部統制システムの充実に努めております。

なお、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ・リスク管理規則を制定しており、代表取締役社長の下に当社グループ全体のリスク管理体制の整備を行います。
- ② 代表取締役社長直属の部署として内部統制室を設置し、当社グループ全体のリスク管理活動を統括いたします。また、内部統制室は、定期的に内部監査を実施し、発見または認識された不備・リスクについては、内部統制マニュアルの規定に従い是正・報告を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、法定の取締役会ほか随時、常勤役員で構成する経営会議を開催し、各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ② 取締役会・経営会議への付議議案につきましては、取締役会議案付議基準、取締役会・経営会議運用規則に則り提出され、取締役会・経営会議における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会・経営会議に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。また、金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。
- ③ 日常の職務執行に際しては、組織規程・職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各職階の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長の下、経営理念、倫理規程を制定・施行するとともにそのしおりを作成し各自携帯することを求めました。また、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度として「内部通報規程」を制定しております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正につきましては、業務執行の状況について、経理部、総務部、内部統制室等の各担当部・室が当社規程に準じて評価及び監査を行うものいたします。
- ② 子会社に当社役職員を配置し、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営会議及び取締役会に報告できる体制としております。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、子会社の役職員の効率的な職務執行を確保いたします。
- ④ 当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社グループの全役職員が準拠すべき行動規範として倫理規程を制定し、周知徹底を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(8) 前号の使用人の取締役から独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ③ 監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該指示の内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものといたします。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - I. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
 - II. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 - イ. 当社の内部統制のシステムの整備に係わる部門の活動状況
 - ロ. 当社の子会社及び関係会社の監査役の活動状況
 - ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 二. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ホ. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ヘ. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - I. 子会社の役員及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をするものといたします。
 - II. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した者は、速やかに当社監査役に報告をするものといたします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が制定、運用する内部通報規程に基づき、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社グループ全役職に周知徹底いたします。

(11) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われたことを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- ② 監査役、内部統制室及び会計監査人は、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果を監査役に報告することとしております。

(13) 反社会的勢力排除にむけた体制整備

- ① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する為に、当社取締役並びに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理規程を制定・施行し、この行動規範の取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除しております。
- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

① 内部監査の実施について

金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。また、当社は内部統制室を設置しており、内部統制室長は年間の内部監査計画を策定し、3ヶ月に1回各部署毎（子会社については年1回）に内部監査を実施しております。具体的には、各部署で作成された「業務手順書」の中から業務をピックアップし、その付随書類及び部署内でのチェックシステムの監査並びにコンプライアンスやリスク管理状況のほか効率性についても監査・評価を行い、その内容を内部統制委員会へ報告、内部統制委員長は取締役会及び監査役会へ報告しております。

② 監査役監査の実効性の確保について

監査役全員は取締役会に出席しており、常勤監査役は、経営会議、水曜会（幹部会議）などの重要な会議に出席し、適切な意見・助言を行っております。また、監査役会は法令に基づく会計監査人からの通知事項のほか、意見交換や監査実施状況及び四半期レビュー結果報告等を通じて、会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。そのほか、定期的に代表取締役社長、内部監査部門とのミーティングを実施しており、監査の実効性向上に努めております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,141,702	流動負債	2,751,153
現金及び預金	251,862	海運業未払金	331,560
海運業未収金	169,007	短期借入金	164,000
貯蔵品	344,019	一年内返済予定の長期借入金※2※4	1,503,785
その他流動資産	376,813	未払法人税等	55,878
固定資産	10,589,164	前受金	574,359
有形固定資産	9,327,446	賞与引当金	28,105
船 舶※1※3	8,874,028	その他流動負債	93,465
建 物※1※3	227,743	固定負債	4,400,230
器具及び備品※3	10,124	長期借入金※2※4	3,256,364
土地※1	167,828	繰延税金負債	714,661
建設仮勘定	37,101	特別修繕引当金	212,004
その他有形固定資産※3	10,620	退職給付に係る負債	54,409
無形固定資産	2,076	長期未払金	38,700
投資その他の資産	1,259,640	資産除去債務	13,587
投資有価証券※1	524,132	その他固定負債	110,504
退職給付に係る資産	48,160	負債合計	7,151,384
繰延税金資産	585,708	(純資産の部)	
その他長期資産	101,640	株主資本	4,322,097
		資本金	702,000
		資本剰余金	322,052
		利益剰余金	3,299,947
		自己株式	△1,902
		その他の包括利益累計額	117,365
		その他有価証券評価差額金	117,365
		非支配株主持分	140,019
		純資産合計	4,579,483
資産合計	11,730,867	負債・純資産合計	11,730,867

※ 連結注記表における関連する注記番号を示している。

連結損益計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
海運業収益	4,325,054	
海運業費用	496,641	
海運業費用	197,836	5,019,532
海運船借入の費用	2,081,870	
海運船借入の費用	2,413,862	
海運船借入の費用	274,520	
海運船借入の費用	74,539	4,844,792
海運船借入の費用		174,739
海運船借入の費用		137,164
海運船借入の費用		41,104
海運船借入の費用		96,060
海運船借入の費用		270,800
海運船借入の費用		513,993
海運船借入の費用		△243,193
海運船借入の費用	658	
海運船借入の費用	19,655	
海運船借入の費用	13,957	
海運船借入の費用	1,773	36,045
海運船借入の費用	82,079	
海運船借入の費用	7,334	
海運船借入の費用	15,830	
海運船借入の費用	6,615	111,859
海運船借入の費用		△319,007
海運船借入の費用	96,167	96,167
海運船借入の費用	598,047	
海運船借入の費用	5,100	603,147
税金等調整前当期純損失		△825,987
法人税、住民税及び事業税	67,135	
法人税、住民税及び事業税	△191,082	△123,947
当期純損失		△702,040
非支配株主に帰属する当期純利益		5,079
親会社株主に帰属する当期純損失		△707,120

連結株主資本等変動計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	702,000	282,304	4,084,286	△1,886	5,066,703
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△77,218	—	△77,218
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	△707,120	—	△707,120
自己株式の取得	—	—	—	△15	△15
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	39,748	—	—	39,748
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	39,748	△784,338	△15	△744,605
当 期 末 残 高	702,000	322,052	3,299,947	△1,902	4,322,097

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	181,835	181,835	179,224	5,427,764
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△77,218
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	—	△707,120
自己株式の取得	—	—	—	△15
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	—	—	39,748
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△64,469	△64,469	△39,205	△103,675
当 期 変 動 額 合 計	△64,469	△64,469	△39,205	△848,280
当 期 末 残 高	117,365	117,365	140,019	4,579,483

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成田 智弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清本 雅哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、玉井商船株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、一部の借入金における財務制限条項に抵触している。また、会社グループの事業に重要な影響を与える海運市況の低迷により手元流動性が低下し、有利子負債が手元資金及び営業キャッシュ・フローに比して高水準な状態が続いている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,072,267	流動負債	1,380,710
現金及び預金	72,825	海運業未払金※4	293,754
海運業未収金※4	162,055	短期借入金※4	302,000
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	191,385	一年内返済予定の長期借入金※1	107,142
立替金※4	931,249	未払費用	10,063
貯蔵品	259,590	未払法人税等	51,161
繰延及び前払費用	324,052	前受金	570,099
代理店債権	116,573	預り金	6,535
その他流動資産※4	14,535	代理店債務	22,172
固定資産	2,472,435	賞与引当金	14,076
有形固定資産	829,772	その他流動負債	3,704
船 船※1※2	742,000	固定負債	854,342
建物※1※2	35,950	長期借入金※1	743,055
器具及び備品※2	3,019	繰延税金負債	68,032
土地※1	18,565	長期未払金	38,700
建設仮勘定	30,000	その他固定負債	4,553
その他有形固定資産※2	236	負債合計	2,235,052
無形固定資産	308	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,642,355	株主資本	2,201,140
投資有価証券※1	298,337	資本金	702,000
関係会社株式※1	201,352	資本剰余金	114
出資金	880	資本準備金	114
関係会社長期貸付金	995,491	利益剰余金	1,500,928
前払年金費用	48,160	利益準備金	140,684
その他長期資産	98,132	その他利益剰余金	1,360,244
		固定資産圧縮積立金	12,227
		別途積立金	1,900,000
		繰越利益剰余金	△551,983
		自己株式	△1,902
		評価・換算差額等	108,509
		その他有価証券評価差額金	108,509
		純資産合計	2,309,650
資産合計	4,544,702	負債・純資産合計	4,544,702

※ 個別注記表における関連する注記番号を示している。

損益計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
海運業収益	4,325,054	
運賃	459,241	
その他海運業収益	113,451	4,897,747
海運船借	2,081,870	
その他の海運業費用	177,226	
海運船の他海運業費用	2,459,214	4,726,346
海運船の他海運業費用	8,034	
海運船の他海運業費用		171,401
海運船の他海運業費用		29,383
海運船の他海運業費用		6,164
海運船の他海運業費用		23,218
海運船の他海運業費用		194,620
海運船の他海運業費用		467,542
海運船の他海運業費用		△272,921
海運船の他海運業費用		
海運船の他海運業費用		20,123
海運船の他海運業費用		21,031
海運船の他海運業費用		13,957
海運船の他海運業費用		7,200
海運船の他海運業費用		1,461
海運船の他海運業費用		63,774
海運船の他海運業費用		
海運船の他海運業費用		13,555
海運船の他海運業費用		13,631
海運船の他海運業費用		6,422
海運船の他海運業費用		102
海運船の他海運業費用		33,711
海運船の他海運業費用		△242,859
海運船の他海運業費用		
海運船の他海運業費用		96,167
海運船の他海運業費用		96,167
海運船の他海運業費用		
海運船の他海運業費用		18,682
海運船の他海運業費用		5,100
海運船の他海運業費用		23,782
海運船の他海運業費用		△170,474
海運船の他海運業費用		
海運船の他海運業費用		58,131
海運船の他海運業費用		107,693
海運船の他海運業費用		165,825
海運船の他海運業費用		△336,299

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主資本等変動計算書 （自2019年4月1日 至2020年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金
当 期 首 残 高	702,000	114	114	132,962	12,844
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金	—	—	—	7,721	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△616
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	7,721	△616
当 期 末 残 高	702,000	114	114	140,684	12,227

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,900,000	△131,360	1,914,446	△1,886	2,614,674
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金	—	△7,721	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	△77,218	△77,218	—	△77,218
固定資産圧縮積立金の取崩	—	616	—	—	—
当 期 純 利 益	—	△336,299	△336,299	—	△336,299
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△15	△15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△420,623	△413,517	△15	△413,533
当 期 末 残 高	1,900,000	△551,983	1,500,928	△1,902	2,201,140

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	172,284	172,284	2,786,958
当 期 変 動 額			
利 益 準 備 金	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	△77,218
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	△336,299
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△63,774	△63,774	△63,774
当 期 変 動 額 合 計	△63,774	△63,774	△477,308
当 期 末 残 高	108,509	108,509	2,309,650

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成田 智弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清本 雅哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、玉井商船株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社が債務保証している仕組船子会社の一部の借入金について財務制限条項に抵触している。また、会社及び仕組船子会社の事業に重要な影響を与える海運市況の低迷により手元流動性が低下し、有利子負債が手元資金及び営業キャッシュ・フローに比して高水準な状態が続いている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月25日

玉井商船株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

朝 日 格 ㊟

山 口 修 司 ㊟

宮 尾 克 己 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



- JR山手線・京浜東北線 浜松町駅直結
- 東京モノレール 浜松町駅直結
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅徒歩3分 (B3出口)

会場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル39階
浜松町東京會館「チェリールーム」
電話 03-3435-2611 (当日のみ)